

平成29年6月1日

証券コード6032

株主各位

第27回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示事項 (法令及び定款に基づくみなし提供事項)

定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち

- (1) 事業報告のうち、
 - 「主要な事業内容」
 - 「主要な営業所」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「会計監査人に関する事項」
 - 「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

につきましては、法令及び当社定款第15条の規程に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://interworks.jp>) に掲載しておりますのでご高覧賜りますようお願い申し上げます。



株式会社インターワークス

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア& ソリューション事業	求人メディアとしての求人サイトの広告販売と人材派遣会社及び技術者派遣会社等の人材サービス企業を対象としたホームページ制作等のソリューション商品の販売という2つの商品群を有しております。 メディア事業の主力サービスである「工場WORKS」及び「製造×転職 Makers（メーカーズ）」は製造業の工場勤務者に特化した求人情報を掲載するサイトです。 また、当社の運営するその他のサイト（「アパレルWORKS」、「販売・接客WORKS」）も求人業種や求人職種に特化しております。求人メディアの収入は月単位の広告掲載料であり、掲載する求人情報の枠の大きさ及び数に従い、価格の設定を行っております。
HRコンサルティング事業（紹介事業）	職業安定法に基づく有料職業紹介事業を展開しております。自動車業界、半導体業界を中心とした「製造業界」や「IT・インターネット業界」におけるエンジニア職、プログラマー等の「業界専門職種」、経理・財務、総務・人事等の「管理部門職種」、M&Aや海外事業開拓等の「グローバル職種」というように、業界及び職種ごとに担当組織を編成し、求人企業の中核を担う「ミドルマネジメントからエグゼクティブ」を中心とした、高付加価値人材を正社員として紹介しております。
採用支援事業	企業の新卒採用や中途採用、アルバイト採用等の採用活動に関する業務を、求人企業ニーズに合わせて、包括的あるいは部分的に請負う企業人事アウトソーシング事業を展開しております。具体的な業務としては、自社メディアや求人ポータルサイトを利用した採用母集団形成のためのプロモーション業務や、会社説明会の企画・運営、選考業務、内定者フォロー等を企業人事に代わり行っております。また、当事業は請負った役務提供を行い、その役務提供の対価を企業より頂いております。

(2) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区西新橋一丁目6番21号
大阪支社	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号

② 子会社

日本データビジョン 株式会社	本社（東京都中央区）
	大阪支社（大阪府大阪市中央区）

(3) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,848千円

2. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権の状況等

該当事項はありません。

3. 会計監査人に関する事項

①会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかわる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して監査役会は会計監査人の再任もしくは不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案致します。

⑥責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の順守ならびに資産の保全を目的として、以下のとおり「内部統制システム」の整備に関する基本方針を決定しました。当社及び当社の子会社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を常に評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令順守の観点から、これに反する行為等を早期に発見是正するための内部通報制度として、「公益通報者保護規程」により、従業員はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には公益者通報窓口へ通報する。また、取締役及び監査役は当該通報者を保護する体制を構築し、監査する。
- ② 内部監査室を社長直轄とし内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努める。定期的な内部監査の結果については、適宜監査役と情報交換を行い、内部監査報告書を代表取締役社長へ提出する。
- ③ 当社の従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他について、社内規程等に基づき、基幹システム、又は文書により適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができ、当社の子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「危機管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

- ② リスクマネジメント委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社及び当社の子会社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。
- ③ 日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努める。各事業部門に係るリスクについてはリスクマネジメント委員会を通じて取締役会に報告され、迅速かつ適切な措置を講じる。
- ④ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に付議する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査室が監査を行う。
- ⑥ 有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を随時開催する。これにより機動的に重要事項を審議し、意思決定を行う。
- ② 取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しなければならない。
- ③ 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、これらに沿った具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、定期的に検証する。
- ④ 取締役会は、会社及び各事業部門の業務の進捗状況を監督するとともに、より効率的な業務推進体制を構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役は、法令及び社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ② 子会社に対して、取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針を共有し意思決定が効率かつ迅速に行われる事を確保する。
 - ③ 子会社に対して「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において経営会議での審議、取締役会への付議等を行う。
 - ④ 内部監査室は、子会社の業務執行及び法令・定款の順守状況やリスク管理状況の確認等を目的として監査を実施する。
 - ⑤ 監査役は、業務監査を通じて子会社における業務の適正の確保を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ① 監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき従業員として適切な人材を配置しなければならない。
 - ② 監査役の職務を補助すべき従業員につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得る。
7. 6. の当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する従業員が、その業務の遂行にあたっては、監査役の指示にのみ従う。

- ② 当該従業員が他の部署の従業員と兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しなければならない。
- ② 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、重要情報を受けて、業務執行状況を把握する。
- ③ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることが無いよう、規程等を整備する。また、内部通報制度を通じて通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように規程し運用を行う。
- ④ 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は速やかに適切な報告を行う。
- ⑤ 当社に設置されている公益者通報窓口の存在及び利用方法等を子会社に対して周知する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図る環境を提供する。
- ② 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは当該の監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、その運用については、不断の見直しによって改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。当事業年度において、基本方針に基づき、具体的な取り組みの概要については以下のとおりであります。

①職務執行状況の監査について

定時の取締役会を毎月1回行い、取締役の職務執行の適法性を確保しつつ、取締役の適正性及び効率性を高めるため、社外取締役ならびに社外監査役全員が出席し重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

監査役3名は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席しており、取締役の職務執行を監査しております。また常勤監査役は、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っており、取締役の執行状況をはじめ、各事業部門の監査を内部監査室との連携を行い社内各事業部の監査にあたり取締役及び従業員からの事情聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

監査役、会計監査人及び内部監査室は監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

②コンプライアンスについて

当社は、社内業務システムにおいて、倫理規程ならびに公益通報者保護規程について、入社時研修ならびに社内研修の場を用いて掲載・告知を行うとともに取締役及び従業員に対して周知を行い、法令順守意識の定着に努めております。

③リスク管理について

各事業部門からヒアリングした情報以外に、リスクマネジメント委員会により集約・分析を行い、提言し、当該リスクの未然防止対策と適時把握による拡大の防止策等の対応を審議いたしました。

④子会社の経営管理について

関係会社管理規程に基づき、子会社が重要事項を決定する場合に、当社の経営会議において事前に報告ならびに承認を行っております。また、同規程に基づき、財務状況及びその他の状況について、毎月報告を受け取締役会において共有を行っております。

内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、子会社の内部監査を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

連結計算書類

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 日本データビジョン株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 主として定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～15年
工具、器具及び備品 4年～8年
- ロ. 無形固定資産 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
ソフトウェア（自社利用分）
3年～5年（社内における利用可能期間）

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 解約調整引当金 解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については5年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

当社は確定給付型の制度として、複数事業主制度としての総合設立型の厚生年金基金（全国情報サービス産業厚生年金基金）に加入しております。当該厚生年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

また、連結子会社は、退職一時金制度を採用しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合等支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 59,777千円

5. 連結損益計算書に関する注記

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	543千円
ソフトウェア	17,656千円
計	<u>18,200千円</u>

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	9,768,000	16,000	—	9,784,000

(変動事項の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による新株発行 16,000株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	105,104	35	—	105,139

(変動事項の概要)

普通株式の自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 35株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日取締役会	普通株式	217,415	22.50	平成28年3月31日	平成28年6月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	256,489	26.50	平成29年3月31日	平成29年6月2日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 20,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であり、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。長期借入金（原則として5年以内）は運転資金及び事業投資に係る資金調達です。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握し、適切に不良債権の発生軽減に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務・経理部が適切に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,330,630	2,330,630	—
(2) 売掛金	477,548	477,548	—
(3) 投資有価証券	2,486	2,486	—
資産計	2,810,664	2,810,664	—
(1) 買掛金	150,716	150,716	—
(2) 未払金	139,208	139,208	—
(3) 未払法人税等	194,114	194,114	—
(4) 長期借入金(※)	1,848	1,848	—
負債計	485,887	485,887	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期借入金(1年内返済予定分を含む)

長期借入金は1年内返済予定分のみであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,330,630	—	—	—
売掛金	477,548	—	—	—
合計	2,808,178	—	—	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,848	—	—	—	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 261円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円37銭 |

計算書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 主として定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～15年
工具、器具及び備品 4年～8年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年
ソフトウェア（自社利用分）
3年～5年（社内における利用可能期間） |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 解約調整引当金 | 解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。 |

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 41,293千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 6,360千円 |
| ② 短期金銭債務 | 880千円 |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 11,950千円 |
| 仕入高等 | 11,795千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 78,678千円 |
| (2) 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 | |
| 工具、器具及び備品 | 14千円 |
| ソフトウェア | 17,620千円 |
| 計 | <u>17,634千円</u> |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 105,139株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	9,908千円
未払事業所税	880千円
解約調整引当金	1,834千円
その他	10,126千円
繰延税金資産小計	22,749千円
評価性引当額	△1,614千円
繰延税金資産（流動）の純額	21,134千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	5,167千円
一括償却資産超過額	162千円
貸倒引当金繰入超過額	4,316千円
その他	3,579千円
繰延税金資産小計	13,225千円
評価性引当額	△3,435千円
繰延税金資産合計	9,789千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△547千円
計	△547千円
繰延税金資産（固定）の純額	9,242千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本データビジョン株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 人材紹介、 ソリューション 商品の販売 採用関連業務委託 管理業務の受託	管理業務の 受託	78,678	未収入金	6,360

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件の決定については、市場価格を参考に取引価格を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	239円91銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円67銭